

揚貨設備規則

規則

2023年 第1回 一部改正

2023年6月30日 規則 第22号

2023年1月25日 技術委員会 審議

2023年6月26日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2023年6月30日 規則 第22号
揚貨設備規則の一部を改正する規則

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

2章 試験及び検査

2.3 登録検査

2.3.1 提出図面その他の書類*

-1.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査においては、次の図面及び書類に基づいて当該揚貨設備の構造及び強度についてこの規則に適合していることを確認する。この場合、申込者は、申込書(CG-APP)と、**-2.**、**-3.**及び**-4.**に掲げる図面及び書類のうち当該揚貨設備に該当するものを本会に提出しなければならない。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2023年6月30日から施行する。

8章 荷役用リフト及び荷役用ランプウェイ装置

8.3 強度及び構造

8.3.7 荷役用ランプウェイ装置の格納時の固縛

-3.を次のように改める。

-3. 閉鎖装置を兼ねる荷役用ランプウェイ装置であって、開口部の面積が当該装置格納時の投影面積の半分を超える場合にあつては、締付装置をもって固縛装置としても差し支えない。この場合、締付装置の設計荷重は、**鋼船規則 C 編 ~~23~~章1編 14.10.1.4**の規定による荷重のほか、**8.2.6-5**に規定する荷重も考慮されなければならない。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2023年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であつて、2025年1月1日前に建造契約が行われた船舶

揚貨設備規則検査要領

要
領

2023年 第1回 一部改正

2023年6月30日 達 第20号

2023年1月25日 技術委員会 審議

2023年6月30日 達 第20号
揚貨設備規則検査要領の一部を改正する達

「揚貨設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

1章 総則

1.3 配置，構造，材料，溶接等

1.3.5 溶接

-1.(3)を次のように改める。

-1. デリック装置の溶接については，次の(1)から(8)の規定によること。

(1)及び(2)は省略)

(3) ポータルを構成する側板と上下板との溶接部で，ポータルの端部及びトッピングブラケット，アイ等が取付けられる部分の溶接の脚長は，**鋼船規則 C 編表 ~~C1.51~~ 編表 12.2.1-2**に定める F1 溶接以上とすること。

(4)から(8)は省略)

-2.(4)を次のように改める。

-2. クレーン装置の溶接については，次の(1)から(4)の規定によること。

(1)及び(3)は省略)

(4) 主要構造部の一次部材に適用されるすみ肉溶接は，原則として**鋼船規則 C 編表 ~~C1.41~~ 編表 12.2.1-1**に定める F1 溶接と同等以上の効力のものとする。

-5.を次のように改める。

-5. 鋳鋼品又は鍛鋼品と鋼板とを突合せ溶接又は重ね溶接によって固着する場合の溶接継手の詳細は，**鋼船規則 C 編 ~~12.31~~ 編 12.2**の規定による。

附 則

1. この達は，2023年7月1日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては，この達による規定にかかわらず，なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の達に適合する船舶の同型船であって，2025年1月1日前に建造契約が行われた船舶